

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

総務局（工事）

（総務局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

1 共通の着眼点

（1）設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

（2）積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

（3）施工について

設計図書どおり施工されているかなど

（4）検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

（1）約款や法令に基づいた適切な事務処理が行われているか

（2）施設の維持管理が適切に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 2月 4日から令和 4年 8月23日まで

2 実施方法

今回の監査では、総務局における令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで
に完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監
査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	111	9	8.1	57	14	24.6
委託	11	3	27.3	102	97	95.1

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2 位を四捨五入

第 5 監査結果

前記第 4 のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 非常用の照明装置の改善について（維持管理業務）

建築基準法（昭和25年法律第 201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）では、一定の規模を有する建築物には、非常用の照明装置^(注)などの建築設備を設置することと定めている。また、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定めている。

「複合庁舎中土木事務所ビル（上下水道局施設併存）維持管理業務委託」では、建築基準法に基づいて設置した建築設備の定期点検を行っていた。点検報告書を確認したところ、令和 3年度の点検で非常用の照明装置が点灯しないと報告を受けていた箇所について、令和 2年度においても同様の報告を受けていたにもかかわらず、適法な状態に改善されていなかった。

非常用の照明装置は、停電した場合において、一定時間点灯し安全に避難することができるよう、廊下、階段などに設置する重要な設備であるため、建築物の所有者、管理者又は占有者は適法な状態で維持するよう努めなければならない。複合庁舎である中土木事務所ビルは、複数の部署が所管する施設となっていることから、関係局で締結している複合庁舎中土木事務所ビル（上下水道

局施設併存）管理に関する覚書（以下「覚書」という。）に基づき、非常用の照明装置の不点灯について、必要な対策が講じられるよう当該施設営繕の所管局に強く働きかけ、関係局と相互に協力し適切な施設の運営、管理を図られたい。

（デジタル改革推進課）

（注）非常用の照明装置

火災などにより停電したときに安全に避難できるように蓄電池などを電源として一定時間点灯するよう通路などに設けるもの

（2）接地抵抗値の改善について（維持管理業務）

電気事業法（昭和39年法律第 170号）では、電気設備の設置者は、電気設備を省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないと定めている。また、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9年通商産業省令第52号）では、電気設備の異常時の保護対策など電気設備の保安上必要な技術基準を定めており、その具体的事項を示した電気設備の技術基準の解釈（以下「技術基準の解釈」という。）では、接地^(注)の種別ごとに抵抗値は基準以下にすることと定めている。

「複合庁舎中土木事務所ビル（上下水道局施設併存）維持管理業務委託」では、受変電設備の定期点検を行っており、接地抵抗値についても測定を行っていた。点検報告書を確認したところ、令和 3年度の点検で接地抵抗値が基準を超えているとの報告を受けていた箇所について、令和 2年度においても同様の報告を受けていたにもかかわらず、技術基準の解釈に適合する状態になるよう改善されていなかった。

接地抵抗値が基準を超えている場合、漏電した際に大地へ電気が流れにくくなり、感電や火災が発生するおそれがあるため、電気設備の設置者は技術基準の解釈に適合するように維持しなければならない。複合庁舎である中土木事務所ビルは、複数の部署が所管する施設となっていることから、関係局で締結している覚書に基づき、接地抵抗値の改善について、必要な対策が講じられるよう当該施設営繕の所管局に強く働きかけ、関係局と相互に協力し適切な施設の運営、管理を図られたい。

（デジタル改革推進課）

（注）接地

電気設備と大地をつなぐこと